

大野市雇用調整助成金申請等手数料補助金に関する Q&A (R2.7.27)

このQ&Aにおいて、以下は（ ）内の言葉で表記します。

- ・大野市雇用調整助成金申請等手数料補助金（当補助金）
- ・雇用調整助成金および緊急雇用安定助成金（雇用調整助成金等）
- ・雇用調整助成金等の支給申請にかかる事務の代行または書類の作成業務（雇用調整助成金等申請業務）

Q 1 大野市内に支店や営業所等の事業所がありますが、本社は市外です。対象となりますか。

A 1 本社所在地が大野市の事業所が対象となります。ただし、大野市に市税等の滞納がないことが条件となります。

Q 2 大野市内に本社があるが、市外にも事業所があります。市外事業所の従業員の休業にかかる雇用調整助成金等申請業務についても対象となりますか。

A 2 補助対象外となります。

ただし①市外事業所の従業員の雇用保険適用事業所が本社（大野市）である。

②本社（大野市内事業所）の従業員に係る休業と併せて、雇用調整助成金等の申請を受けている。

①②どちらも満たす場合は、補助対象となります。

Q 3 本社のほか、大野市内に複数の事業所があり、それぞれが雇用保険適用事業所となっています。雇用調整助成金等の支給決定を事業所ごとに受けているが、当補助金は事業所ごとに申請できますか。

A 3 事業主が同一の法人（個人）である場合、事業所ごとに当補助金への申請はできません。事業所ごとに雇用調整助成金等の支給決定を受けていても、当補助金への申請は、同一法人（個人）1回限りとなります。

Q 4 従業員の人数とは。

A 4 常時雇用する労働者（代表者、専従者を除く）の人数となります。

Q 5 雇用調整助成金等の申請時には、常時雇用する労働者が10人未満でしたが、当補助金の申請時には10人でした。どちらの従業員数で申請すればよろしいでしょうか。

A 5 雇用調整助成金等の申請時の人数が補助申請の対象となります。

Q 6 補助対象経費は何か。

A 6 雇用調整助成金等申請業務を、令和2年4月1日以降に社会保険労務士に依頼したことにより要した費用です。

Q 7 令和2年2月と3月の休業にかかる雇用調整助成金等の申請業務を、令和2年4月1日に社会保険労務士に依頼したが、この依頼に対する費用は補助対象となりますか。

A 7 令和2年4月1日以降に社会保険労務士に依頼したことにより要した費用であれば補助対象となります。

Q 8 雇用調整助成金等の申請は事業主が行ったが、申請書類の作成にあたり、社会保険労務士から指導・アドバイスを受けています。その際に社会保険労務士に支払った費用は補助対象となりますか。

A 8 社会保険労務士に支払った費用が相談や指導のみの場合は、補助対象経費となりません。社会保険労務士に、雇用調整助成金等の支給申請に係る事務の代行業務または書類の作成業務を依頼した場合に限ります。

Q 9 社会保険労務士と顧問契約を締結しているが、契約内容に助成金等申請業務は含まれていません。顧問契約とは別に、雇用調整助成金等申請業務を社会保険労務士に依頼したが、当補助金は申請できますか。

A 9 当補助金の補助対象者の要件を満たしていれば申請できます。ただし、請求書等に、顧問料とは別に、雇用調整助成金等申請業務の費用であることが明記されている場合に限ります。

Q 10 社会保険労務士と顧問契約を締結しているが、雇用調整助成金等申請業務にかかる顧問料は補助対象経費となりますか。

A 10 顧問料の内訳として、雇用調整助成金等申請業務にかかる費用の具体的な金額が確認できる場合に限り、補助対象としますので、内訳がわかる書類（契約書や請求書等）を提出してください。

Q 11 雇用調整助成金等の申請を行ったが、支給されなかった場合も、当補助金の対象となりますか。

A 11 対象となります。支給されなかった場合は、雇用調整助成金等の不支給決定通知書の写しか、申請書類一式の写しを提出してください。

Q12 当補助金の申請が1回限りとあるが、雇用調整助成金等の申請1回分に対してのみの補助ですか。

A12 当補助金の申請が1事業所1回限りとなります。雇用調整助成金等の申請1回で補助額が上限5万に満たない場合は、複数回分をまとめていただき、補助額が5万円に達した時点で補助金の申請をしていただけます。この場合、まとめた回数分の雇用調整助成金等の交付決定通知書もしくは不支給決定通知書の写し（または支給申請書類一式の写し）と社会保険労務士からの請求書及び領収書の写しが必要となります。

Q13 消費税は補助対象経費に含まれますか。

A13 含まれません。

【福井県の補助金と併用する場合】

Q14 福井県の申請は、「雇用調整助成金等の支給決定を受けていること」が要件となっているが、大野市も同じですか。

A14 大野市は不支給の場合でも申請可能です。そのため、大野市の交付要件として、福井県からの補助金の交付決定を受けている必要はありません。（福井県から交付決定を受けている場合は、補助対象経費から福井県の補助金額を差し引きます。）

Q15 福井県と大野市で併用して補助金の申請する場合、どのように申請すればいいですか。また、補助金額はどのようになりますか。

A15 まずは福井県へ補助金の申請をしてください。社会保険労務士へ支払った費用が10万円（福井県の補助金額の上限）を超える場合は、大野市にも補助金の申請をしていただけます。大野市は、社会保険労務士へ支払った費用から県の補助金額を差し引いた額を補助対象経費として、補助金の額を算出します。

例：社会保険労務士へ支払った費用が16万円

福井県	補助対象経費	16万円
	補助金額	10万円
大野市	補助対象経費	6万円（16万円－県補助10万円）
	補助金額	3万円（6万円×1／2）

Q16 県から補助金の交付を受けた後、再度雇用調整助成金等の申請を社会保険労務士へ依頼した場合、追加依頼分の費用を含めて大野市へ申請することは可能ですか。

A16 可能です。県の申請時と社会保険労務士へ支払った費用が同じである必要はありません。

例：県に申請時は社会保険労務士へ支払った費用が12万円であったが、その後再度社会保険労務士に依頼し、追加で8万円支払った。

福井県	補助対象経費	12万円
	補助金額	10万円
大野市	補助対象経費	10万円（12万円－県補助10万円＋追加8万円）
	補助金額	5万円（10万円×1／2）※上限5万円